改正個人情報保護法・神奈川県個人 情報保護条例比較表(個情法順)

## 改正個人情報保護法·神奈川県個人情報保護条例比較表(個情法順)

	改.	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条項	号	条文	条	項	号	条文
		【目次】 第一章 総則(第一条—第三条) 第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条) 第三章 個人情報の保護に関する施策等 第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第七条) 第二節 個の施策(第八条—第十一条) 第三節 地方公共団体の施策(第十二条—第十四条) 第四節 国及び地方公共団体の協力(第十五条) 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等 第一節 総則(第十六条) 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務 (第十七条—第四十条) 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(第四十一条・第四十二条) 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十一条・第四十二条) 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条—第五十六条) 第六節 雑則(第五十七条—第五十九条)				【目次】 第1章 総則(第1条~第5条) 第2章 実施機関における個人情報の保護 第1節 実施機関の義務(第6条~第17条) 第2節 開示、訂正及び利用停止の請求権(第18条~第39条) 第3節 審査請求(第39条の2~第44条) 第4節 適用除外(第45条) 第3章 事業者における個人情報の保護(第46条~第48条) 第4章 雑則(第49条~第52条) 第5章 訓則(第53条~第58条) 附則
		第五章 行政機関等の義務等 第一節 総則(第六十条) 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い (第六十一条一第七十三条) 第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条) 第四節 開示、訂正及び利用停止 第一款 開示(第七十六条一第八十九条) 第二款 訂正(第九十条—第九十七条) 第三款 利用停止(第九十八条—第百三条) 第三款 養例との関係(第百四条—第百七条) 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第百九条—第百二十三条) 第六節 雑則(第百二十四条—第百二十九条) 第六章 個人情報保護委員会 第一節 設置等(第百三十条—第百四十五条) 第二款 認定個人情報限報事業者等の監督(第百四十六条—第百五十二条) 第二款 認定個人情報保護団体の監督(第百五十三条—第百五十二条) 第三款 行政機関等の監視 第一款 認定個人情報保護団体の監督(第百五十三条—第百五十五条) 第三節 送達(第百六十一条—第百六十四条) 第三節 送達(第百六十一条—第百七十条) 第三節 雑則(第百七十一条—第百七十条) 第七章 雑則(第百七十一条—第百七十五条)				

		改	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	1117	条	項	号	条文
1	_		- (目的) 第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の展護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	1		_	(目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。
				2	-	_	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
2	1		- (定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	2	-	1	(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
2	1		1 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	2	-	1	ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
2	1		2 二 個人識別符号が含まれるもの	2	-	1	イ 個人識別符号が含まれるもの
2	2		- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。				
2	2		1 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの				

		改工	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
2	2	2	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の 購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の 書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番 号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は 発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又 は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若し くは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの				
2	3	_	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信 条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実 その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じない ようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記 述等が含まれる個人情報をいう。	6	-	-	(取扱いの制限) 第6条 実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる 個人情報をいう。次条において同じ。)を取り扱ってはならな い。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規 定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者 の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取 り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審 議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務 若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき は、この限りでない。
2	3	_	n .	6	-	1	(1) 信条
2	3	-	n n	6	-	2	(2) 人種
2	3	-	"	6	-	3	(3) 社会的身分
2	3	_	П	6	-	4	(4) 犯罪の経歴
2	3	_	n .	6	-	7	(7) 犯罪により害を被った事実
2	3	_	п	6	-	8	(8) 病歴
			【参考】個人情報の保護に関する法律施行令 (要配慮個人情報) 第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 【参考】個人情報の保護に関する法律施行令 第2条 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。	6		9	(9) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること(前号に該当するものを除く。)。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
		【参考】個人情報の保護に関する法律施行令 第2条 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防 及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健 康診断等」という。)の結果	6	-	10	(10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。) により行われた疾病の予防 及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健 康診断等」という。) の結果(第8号に該当するものを除く。)
		【参考】個人情報の保護に関する法律施行令 第2条 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の 変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善 のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。	6	_	11	(11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(第8号に該当するものを除く。)。
		【参考】個人情報の保護に関する法律施行令 第2条 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾 留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。	6	_	5	(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと (前号に該当するものを除く。)。
		【参考】個人情報の保護に関する法律施行令 第2条 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	6	-	6	(6) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(第4号に該当するものを除く。)。
2	4	- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	2	_	10	(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
2	5	5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。				
2	5	述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。				
2	5	2 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
2	6	- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。				
2	6	1 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。				
2	6	2 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。				
2	7	- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。				
2	8	- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。				
2	8	1 — 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及 び内閣の所轄の下に置かれる機関				
2	8	2 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九 号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関 のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当 該政令で定める機関を除く。)				
2	8	3 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項 に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関に あっては、当該政令で定める機関を除く。)				
2	8	二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置 法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準 用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの				
2	8	5 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の 特別の機関で、政令で定めるもの				

		改正個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
2	8	6 六 会計検査院				
2	9	- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則 法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政 法人及び別表第一に掲げる法人をいう。				
2	10	- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法 人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方 独立行政法人をいう。				
2	11	- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をい う。	2	_	2	2 (2) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
2	11	1 一 行政機関				
2	11	2 二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九 条第二項第三号を除き、以下同じ。)	2	_	2	2 (2) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙 管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、 労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管 理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
2	11	3 三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。)				
2	11	4 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。)	2	_	2	2 (2) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙 管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、 労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管 理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
			2	_	4	1 (4) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

		改工	三個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
3	_	_	(基本理念) 第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。				
4	_	_	(国の責務) 第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。				
5	-	_	(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策と の整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じ て、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事 業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施 策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	3	-	_	(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施 策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の 重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならな い。
				4	-	_	(事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の 取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講 ずるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力する責務 を有する。 2 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護 を推進する上での方針等を作成し、公表するよう努めなければな らない。
				5	-	_	(県民の役割) 第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。
6	-	_	(法制上の措置等) 第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
7	1	- 第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。				
7	2	- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。				
7	2	1 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向				
7	2	2 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項				
7	2	3 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する 基本的な事項				
7	2	4 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項				
7	2	5 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項				
7	2	6 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に 規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名 加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人 情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基 本的な事項				
7	2	7七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項				
7	2	8 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項				
7	3	- 3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案 について閣議の決定を求めなければならない。				
7	4	- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったとき は、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。				
7	5	- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。				
8	1	- (国の機関等が保有する個人情報の保護) 第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保 されるよう必要な措置を講ずるものとする。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)	神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号     条文	条	項	号	条文			
8	2	- 2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正 な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。							
9	_	- (地方公共団体等への支援) 第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。							
10	_	- (苦情処理のための措置) 第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。							
11	1	- (個人情報の適正な取扱いを確保するための措置) 第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に 規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確 保するために必要な措置を講ずるものとする。							
11	2	- 2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。							
12	1	- (地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護) 第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な 取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	3	_	_	- (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施 策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の 重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならな い。			
12	2	- 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、 その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措 置を講ずるものとする。	3	-	_	П			
13	_	- (区域内の事業者等への支援) 第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保する ため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。	3	-	_	- //			
13	_	- n	46	1	_	- 第46条 知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言を行う等必要な施策を講じなければならない。			

		改	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
13	-	-	- <i>n</i>	46	2	-	- 2 知事は、前項の施策を講ずるに当たっては、事業者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。
14	1	-	- (苦情の処理のあっせん等) 第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	47	1	-	- (苦情相談の処理) 第47条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談 があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。
14	-	-	- <i>II</i>	47	2	-	- 2 知事は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。
15	-	-	- 第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策 を講ずるにつき、相協力するものとする。	48	1	-	- (他の地方公共団体又は国との協力) 第48条 知事は、この章の規定に基づく施策を実施するに当たり、 個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため必 要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の機関に対し て、協力を求めるものとする。
15	_	-	- <i>II</i>	48	2	-	- 2 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに係る個人の権利利益 の保護を目的として他の地方公共団体又は国が行う施策に協力す ることを求められたときは、その求めに応ずるものとする。
16	1	-	- (定義) 第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」 とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの (利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの として政令で定めるものを除く。)をいう。				
16	1	-	1 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの				
16	1	2	2 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの				
16	2	-	- 2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。				
16	2	:	1 一 国の機関				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
16	2	2 二 地方公共団体				
16	2	3 三 独立行政法人等				
16	2	4 四 地方独立行政法人				
16	3	- 3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。				
16	4	- 4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。				
16	5	- 5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。				
16	6	- 6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。				
16	7	- 7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)・第6章(130~170条)は原則省略)	神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号 条文	条	項	号	条文		
16	8	- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。						
58	1	- (適用の特例) 第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。						
58	1	1 一 別表第二に掲げる法人						
58	1	2 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号 に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第 三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの						
58	2	- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規定を適用する。						
58	2	1 一 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」とい う。)及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和 二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営						
58	2	2 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営						

		改』	三個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
60	1	_	(定義) 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政大書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する時報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図立で政法人の職員が職務上作成と共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成と共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成として、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして、資政法人の機関、以限、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、公共、	2		3	(3) 職員等 実施機関の地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下この号及び第20条第3号ウにおいて同じ。)であって、議会の議員(議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。)以外のもの及び実施機関の国家公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員をいう。同号ウにおいて同じ。)並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
60	1	-	n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	2	1	5	(5) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。次号において同じ。)がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
60	1	_	II .	2	-	5	ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目 的として発行されるもの
60	1	-	"	2	-	5	イ 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料
60	1	-	"	2	-	5	ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電 磁的記録であって、実施機関が定めるもの

		改工	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
60	1	_	- 11	2	_	6	(6) 保有個人情報 実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの(行政文書に記録されているものに限る。)をいう。
60	2	-	- 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。				
60	2		1 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子 計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したも の				
60	2	2	2 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために 氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容 易に検索することができるように体系的に構成したもの				
60	3	_	- 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。)、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。)又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。				
60	3	1	1 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
60	3	2 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。				
60	3	2 イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部 を開示する旨の決定をすること。				
60	3	2 ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政 法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条 例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当 する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出 の機会を与えること。				
60	3	3 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない 範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイ ルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成するこ とができるものであること。				
60	4	- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行 政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げる ものをいう。				
60	4	1 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索する ことができるように体系的に構成したもの				
60	4	2 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの				

		改正	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
60	5		5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	6	-	-	- (取扱いの制限) 第6条 実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる 個人情報をいう。次条において同じ。)を取り扱ってはならな い。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規 定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者 の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取 り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審 議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務 若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき は、この限りでない。
61	1	-	(個人情報の保有の制限等) 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。	8	1	_	- (収集の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人 情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。
61	2	-	2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	8	2	-	- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、前項の規定により明確にされた目的(以下「取扱目的」という。)の達成のために必要な限度を超えて、個人情報を収集してはならない。
61	3		3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。				
				8	4	_	- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
				8	4	1	(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
				8	4	2	2(2)本人の同意に基づき収集するとき。
				8	4	3	(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを 得ない必要があると認めて収集するとき。
				8	4	4	(4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りそ の他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。

		改』	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)	神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号	条文	条	項	号 条文				
				8	4	5 (5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。				
				8	4	6 (6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。				
				8	4	7(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは その目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質 上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認 めて収集するとき。				
				8	4	8 (8) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。)から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。				
				8	4	9 (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。				
62	-	_	(利用目的の明示) 第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。) に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	8	5	- 5 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。				
62	-	1	<ul><li>一人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</li></ul>	8	5	1 (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。				
62	-	2	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	8	5	2(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。				
62	-	3	三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	8	5	3 (3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。				
62	-	4	四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。	8	5	4 (4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。				

		改ī	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				8	6	-	- 6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。
63		-	- (不適正な利用の禁止) 第六十三条 行政機関の長 (第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。				
64	-	_	- (適正な取得) 第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人 情報を取得してはならない。	8	3	_	3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
65	_	_	- (正確性の確保) 第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内 で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなけ ればならない。	11	3	_	3 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
66	1	_	- (安全管理措置) 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は 毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適 切な措置を講じなければならない。	11	1	-	- (安全性、正確性等の確保措置) 第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その 他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければな らない。
66	2	-	- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を 行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。	11	2	-	- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は 事業の全部又は一部の委託を受けた者(その者から当該委託に係る 業務の全部又は一部の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。)が、受託に係る業務を行う場合について準用 する。
66	2	1	1 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託 を受けた業務	11	2	-	- 11
66	2	2	2 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二 百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設 (同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管 理の業務				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文				
66	2	3 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務で あって政令で定めるもの								
66	2	4 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの								
66	2	5 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託 (二以上の 段階にわたる委託を含む。) を受けた者 当該委託を受けた業務	11	2	_	- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部の委託を受けた者(その者から当該委託に係る業務の全部又は一部の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)が、受託に係る業務を行う場合について準用する。				
67	1	- (従事者の義務) 第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しく は職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している 者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取 扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八 十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章 及び第百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労 働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他 人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	12	1	-	- (職員等及び実施機関に派遣されている者の義務) 第12条 職員等は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだり に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職 を退いた後も、同様とする。				
67		- n	12	2	_	2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務を提供するために実施機関に派遣されている者は、その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。実施機関に派遣されている者でなくなった後も、同様とする。				
67	_	- 11	15	-	_	(受託業務等に従事する者の義務) 第15条 第11条第2項に規定する受託に係る業務又は前条に規定する公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
			13	-	_	(取扱い等の委託) 第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部 又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約におい て、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明 らかにしなければならない。
			14	-	_	(指定管理者による個人情報の取扱い) 第14条 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67 号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が、公の 施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次条におい て同じ。)の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り 扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。
68	1	- (漏えい等の報告等) 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。				
68	2	- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。				
68	2	1 - 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。				
68	2	2 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。				
69	1	- (利用及び提供の制限) 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目 的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供して はならない。	9	1	_	(利用及び提供の制限) 第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用 し、又は提供してはならない。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文				
69	2	れかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	9	2		2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに 該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利 用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱 目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本 人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めら れるときは、この限りでない。				
69	2	1 - 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	9	2	2	(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。				
69	2	2 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	9	2	1	(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。				
69	2	2 "	9	2	5	(5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下この号において「他の実施機関等」という。)に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。				
69	2	3 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方 独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人 情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必 要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を 利用することについて相当の理由があるとき。	9	2	1	(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。				
69	2	3 "	9	2	5	(5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下この号において「他の実施機関等」という。) に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。				
69	2	4 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	9	2	6	(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。				
69	2	4 "	9	2	7	7(7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の 利益となるとき。				

		改ī	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				9	2	3	(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
				9	2	4	(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
				9	2	8	(8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。
				9	2		(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。
69	3	-	- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。				
69	4	_	- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。				
70	-	-	- (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第 三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を 受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的 若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの 防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる ことを求めるものとする。	9	3	-	3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
				9. 2	1		(保有特定個人情報の利用の制限) 第9条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定個 人情報を利用してはならない。

	改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号条文	条	項	号	条文				
			9. 2	2		2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。				
			9. 3	-		(保有特定個人情報の提供の制限) 第9条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当 する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。				
			10			(電磁的方法による提供) 第10条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限 り、電磁的方法(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関 以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で 接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情 報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をい う。)による保有個人情報の提供を行うことができる。				
			10	-	1	(1) 公益上の必要があると認められること。				
			10	-		(2) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと 認められること。				
			10	_	3	(3) 必要な保護措置を講じていること。				

		改工	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
71	1	-	(外国にある第三者への提供の制限) 第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人情報取扱事業者がごさこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。				
71	2	_	2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。				
71	3	_	3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。				
72	_	_	(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する 場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得する ことが想定される場合に限る。)において、必要があると認める ときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、 その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又 はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために 必要な措置を講ずることを求めるものとする。				

		改	正個人情報保護法 <sub>(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)</sub>	神奈川県個人情報保護条例							
条	項	号	条文	条	項	号	条文				
73	1	-	- (仮名加工情報の取扱いに係る義務) 第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。								
73	2	-	- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止 その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講 じなければならない。								
73	3	-	- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。								
73	4		- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。								
73	5	-	- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの 委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が受託し た業務を行う場合について準用する。								
				16	-	-	- (廃棄) 第16条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保 有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならな い。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において 当該目的のために保存されることとなる保有個人情報について は、この限りでない。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
74	1	- (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第七十四条 行政機関 (会計検査院を除く。以下この条において同 じ。) が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政 機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げ る事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようと するときも、同様とする。				
74	1	1 一 個人情報ファイルの名称				
74	1	2 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称				
74	1	3 三 個人情報ファイルの利用目的				
74	1	4 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)				
74	1	5 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において 「記録情報」という。)の収集方法				
74	1	6 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨				
74	1	7 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先				
74	1	8 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若 しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイ ル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項 に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、 その旨				
74	1	9 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地				
74	1	10 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨				
74	1	11 十一 その他政令で定める事項				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例							
条	項	号 条文	条	項	号	条文					
74	2	- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用 しない。									
74	2	1 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項 を記録する個人情報ファイル									
74	2	2 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人 情報ファイル									
74	2	3 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)									
74	2	4 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル									
74	2	5 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの									
74	2	6 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル									
74	2	7 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの									
74	2	8 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又 は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術 研究の目的のために利用するもの									
74	2	9 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル									
74	2	10 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル									
74	2	11 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル									

		改正	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)	神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号	条文	条	項	号	条文		
74	3	_	3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。						
75	1	-	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該 行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファ イルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九 号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳 簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作 成し、公表しなければならない。	7	1	-	(個人情報取扱事務の登録) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。)を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。		
			【参考】第74条 一 個人情報ファイルの名称	7	1	1	(1) 個人情報取扱事務の名称及び概要		
			【参考】第74条第1項 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	7	1	2	(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称		
			【参考】第74条第1項 三 個人情報ファイルの利用目的	7	1	5	(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項		
			II .	7	1	5	ア 個人情報を取り扱う目的		
			【参考】第74条第1項 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)	7	1	4	(4) 個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型		
			n n	7	1	5	イ 個人情報の項目名		
			【参考】第74条第1項 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法	7	1	5	エ 個人情報の収集先及び収集の方法		

		改ī	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)			神奈川県個人情報保護条例	
条	項	号	条文	条	項	· 長 条文	
			【参考】第74条第1項 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	7	1	1 5 ウ 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うは、その理由	とき
			【参考】第74条第1項 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、そ の提供先	7	1	1 5 才 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条に対する電磁的方法により保有個人情報を提供するときはその旨	
			【参考】第74条第1項 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規 定による請求を受理する組織の名称及び所在地				
			【参考】第74条第1項 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当 するときは、その旨				
				7	1	1 3(3) 個人情報取扱事務を開始する年月日	
75	2	_	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。				
75	2	1	一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル				
75	2	2	2 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの				
75	2	3	三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
75	3	_	3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号 条文	条	項	号	条文			
75	4	- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の 規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定 める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きは、その旨」とする。							
75	5	- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。							
			7	2	_	2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。			
			7	3	_	3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。			
			7	4	_	4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務 を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録 を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。			
			7	5	_	5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。			
			7	6		6 前各項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱う個人情報取扱事務については、当該個人情報取扱事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合に限り、適用しない。			
76	1	- (開示請求権) 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	18	1	_	(自己情報の開示請求権) 第18条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。			

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号 条文	条	項	号	条文			
76		- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任に よる代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、 本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第 百二十七条において「開示請求」という。)をすることができ る。	18	2	_	2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。第20条第2号及び第3号において同じ。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。			
77	1	- (開示請求の手続) 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。	19	1	_	(開示の請求の手続) 第19条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保 有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を 記載した請求書を提出しなければならない。			
77	1	1 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	19	1	1	(1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所			
77	1	2 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	19	1	2	(2) 開示の請求に係る保有個人情報の内容			
			19	1	3	(3) その他実施機関が定める事項			
77	2	- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	19	2	_	2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。			
77	3	- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	19	3	_	3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。			
78	1	v v	20	-	_	(保有個人情報の開示義務) 第20条 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係 る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」と いう。)のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し、 当該保有個人情報を開示しなければならない。			
78	1	1 一 開示請求者 (第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	20	-	1	(1) 第18条第1項の規定による開示の請求に係る請求者の生命、 健康、生活又は財産を害するおそれがある情報			

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
78	1		20	_		(2) 第18条第2項の規定による未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの
78	1	2 二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	20	_	3	(3) 請求者(第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人とする。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の2第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
78	1	2 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	20	-	3	ア 法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、 又は知ることが予定されている情報
78	1	2 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示すること が必要であると認められる情報	20	-	3	イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
78	1	2 ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	20	-	3	ウ 当該個人が公務員等(国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役 員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公 務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場 合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容 に係る部分
78	1	3 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	20	_	4	(4) 法人等に関する情報又は請求者以外の事業を営む個人の当該 事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、個人の生 命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で あると認められる情報を除く。
78	1	3 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	20	-	4	ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

		改工	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
78	1		ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供 されたものであって、法人等又は個人における通例として開示し ないこととされているものその他の当該条件を付することが当該 情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる もの	20	_		イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
78	1	4	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との存譲関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報				
78	1	5	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共 の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関 の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由があ る情報	20	-		(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報
78	1	6	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	20	_	6	(6) 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人(以下この号において「県の機関等」という。)の内部若しくは相互間又は県の機関等と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人(県が設立したものを除く。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
78	1		七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	20	-	7	(7) 県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
78	1	7	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ				

		改.	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
78	1		7 ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。) 又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ				
78	1		7 ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	20	-	7	ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
78	1		7 二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	20	_	7	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法 人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利 益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
78	1		7 ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	20	-	7	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当 に阻害するおそれ
78	1		7 へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障 を及ぼすおそれ	20	_	7	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障 を及ぼすおそれ
78	1		7 ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	20	-	7	オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行 政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害する おそれ
				20	_	8	8 (8) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開 示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障 が生ずるおそれがあるもの
				20	-	g	(9) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報
78	2		- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。				

		改正	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号	条文	条	項	号	条文				
79	1	-	- (部分開示) 第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。	20. 2	1	-	・ (部分開示) 第20条の2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。				
79	2	-	- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	20. 2	2	_	2 開示の請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。				
80	-	-	- (裁量的開示) 第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。	20. 3	-	_	・ (裁量的開示) 第20条の3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示 情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護する ため特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該保有個 人情報を開示することができる。				
81	-	-	- (保有個人情報の存否に関する情報) 第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	21	-	_	(保有個人情報の存否に関する情報) 第21条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。				
82	1	_	- (開示請求に対する措置) 第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全 部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に 対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施 に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。 ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当 該利用目的については、この限りでない。	22	1	_	・ (開示の請求に対する決定等) 第22条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求 があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開 示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第19条第3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、当該期間に算入しない。				
82	1	_	- <i>II</i>	22	2	_	2 実施機関は、前項の決定(以下「開示又は不開示の決定」という。)をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。				

		改ī	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
82	2	-	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	22	1	-	(開示の請求に対する決定等) 第22条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求 があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開 示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第19条第3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、当該期間に算入しない。
82	2	=	П	22	2	-	2 実施機関は、前項の決定(以下「開示又は不開示の決定」という。)をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。
				22	3		3 前項の場合において、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき(前条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
83	1	_	・ (開示決定等の期限) 第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内に しなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補 正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間 に算入しない。	22	1	_	(開示の請求に対する決定等) 第22条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求 があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開 示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第19条第3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、当該期間に算入しない。
83	2	-	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	22	4	_	4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号    条文	条	項	号	条文
84		- (開示決定等の期限の特例) 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	22	5	-	5 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。
84	_	1 一 この条の規定を適用する旨及びその理由	22	5	1	(1) この項の規定を適用する旨及びその理由
84	-	2 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	22	5	2	(2) 残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限
85	1	- (事案の移送) 第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	23	1	-	(事案の移送) 第23条 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が他の実施機関より提供されたものであるときその他他の実施機関において開示又は不開示の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
85	2	- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。	23	2	_	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示の請求についての開示又は不開示の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
85	3	- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二 条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)を したときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければな らない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該 開示の実施に必要な協力をしなければならない。	23	3	_	3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、第24条の規定による保有個人情報の開示の実施に関して必要な協力をしなければならない。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章	(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号条文		条	項	号	条文
86	1	- (第三者に対する意見書提出の機会 第八十六条 開示請求に係る保有個/ 地方公共団体、地方独立行政法人及 この条、第百五条第二項第三号及び 三者」という。)に関する情報が含 の長等は、開示決定等をするに当た に対し、政令で定めるところにより 内容その他政令で定める事項を通知 を与えることができる。	、情報に国、独立行政法人等、 び開示請求者以外の者(以下 第百七条第一項において「第 まれているときは、行政機関 って、当該情報に係る第三者 、当該第三者に関する情報の	23. 2	1		(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第23条の2 開示の請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法 人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者 (以下この条、第41条第3号及び第41条の2第1項において「第 三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関 は、開示又は不開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第 三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定 める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができ る。
86	2	- 2 行政機関の長等は、次の各号のい 示決定に先立ち、当該第三者に対し り、開示請求に係る当該第三者に関 定める事項を書面により通知して、 なければならない。ただし、当該第 は、この限りでない。	、政令で定めるところによ する情報の内容その他政令で 意見書を提出する機会を与え	23. 2	2		2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
86	2	1 一 第三者に関する情報が含まれてい とする場合であって、当該第三者に 項第二号ロ又は同項第三号ただし書 認められるとき。	関する情報が第七十八条第一	23. 2	2		(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
86	2	2 二 第三者に関する情報が含まれてい 規定により開示しようとするとき。	いる保有個人情報を第八十条の	23. 2	2	2	(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の3の規定により開示しようとするとき。
86	3	- 3 行政機関の長等は、前二項の規定 与えられた第三者が当該第三者に関 を表示した意見書を提出した場合に は、開示決定の日と開示を実施する を置かなければならない。この場合 は、開示決定後直ちに、当該意見書 見書」という。)を提出した第三者 びその理由並びに開示を実施する日 ならない。	する情報の開示に反対の意思 おいて、開示決定をするとき 日との間に少なくとも二週間 において、行政機関の長等 (第百五条において「反対意 に対し、開示決定をした旨及	23. 2	3		3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

		改	<b>上個人情報保護法</b> (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
87	1	-	- (開示の実施) 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	24	1	-	第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により、開示の決定をしたときは、速やかに、当該保有個人情報の開示をするものとする。
87	1	-	- <i>n</i>	24	2	-	2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。
87	1	-	- 11	24	2	1	(1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図 画の閲覧又は写しの交付
87	1	-	- 11	24	2	2	(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の 種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法
87	1	-	- 11	24	3	_	3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の開示をする場合であって、前項に規定する方法によると、当該保有個人情報が記録されている行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものにより開示をすることができる。
87	2	-	2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
87	3	-	- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、 その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。				
87	4	-	- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。				
				24	4	_	4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該 開示に係る保有個人情報の本人であることを確認するために必要 な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない

		改ī	<b>上個人情報保護法</b> (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				25	1	,	- (開示の請求の特例) 第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第 19条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行う ことができる。
				25	2		- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があったときは、第22条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、同条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。
88	1	-	- (他の法令による開示の実施との調整) 第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。	39	1		- (開示の請求、訂正の請求及び利用停止の請求の適用除外) 第39条 第18条から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、行政文書の閲覧、縦覧等の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他の第24条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)による個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示については、適用しない。
88	2	-	- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該 縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用す る。				
89	1	_	- (手数料) 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。				
89	2	_	- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	26	-		- (費用負担) 第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書(複写したものを含む。)の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。
89	3	-	- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。				
89	4	_	- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の 定めるところにより、手数料を納めなければならない。				
89	5	-	- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の 手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。				

		改工	<b>E個人情報保護法</b> (第4章(16~59条)・第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
89	6	-	6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
89	7	_	7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。	26	1	-	- (費用負担) 第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当た り、行政文書(複写したものを含む。) の写し等の交付を行う場 合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担 とする。
89	8	-	- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の 条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定め る。				
89	9	_	9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
90	1	_	(訂正請求権) 第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	27	1	-	- (自己情報の訂正請求権) 第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正(削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。
90	1	-	- n	39	2	-	- 2 第27条から第33条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。
90	1	1	一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報				
90	1	2	2 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他 の法令の規定により開示を受けたもの				
90	2	_	- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下 この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。)をする ことができる。	27	2	_	2 第18条第2項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)について準用する。
90	3	_	3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
91	1	- (訂正請求の手続) 第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項 において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出して しなければならない。	28	1	_	(訂正の請求の手続) 第28条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保 有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を 記載した請求書を提出しなければならない。
91	1	1 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	28	1	1	(1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
91	1	2 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有 個人情報を特定するに足りる事項	28	1	2	(2) 訂正の請求に係る保有個人情報の内容
91	1	3 三 訂正請求の趣旨及び理由	28	1	3	(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
91	2	- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	28	3	_	3 第19条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。
91	3	- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認める ときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」 という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めること ができる。				
			28	1	4	(4) その他実施機関が定める事項
			28	2		2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
92	_	- (保有個人情報の訂正義務) 第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、 当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る 保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人 情報の訂正をしなければならない。	30		_	(保有個人情報の訂正義務) 第29条 実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正 の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有 個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報 の訂正をしなければならない。 (保有個人情報の存否に関する情報)
			30	_	_	第30条 第21条の規定は、訂正の請求について準用する。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
93	1	- (訂正請求に対する措置) 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂 正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨 を書面により通知しなければならない。	31	1	-	- (訂正の請求に対する決定等) 第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求 があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正を する旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28 条第3項において準用する第19条第3項の規定による補正を求め た場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し ない。
93	1	- <i>n</i>	31	2	-	- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面で通知しなければならない。
93	2	- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	31	1	-	- (訂正の請求に対する決定等) 第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求 があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正を する旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28 条第3項において準用する第19条第3項の規定による補正を求め た場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し ない。
93	2	_ n	31	3	-	- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正の請求をした者にその旨及びその理由を書面で通知しなければならない。
94	1	第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	31	1		第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
94	2	- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	31	4	-	- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。

		改正	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
95		_	(訂正決定等の期限の特例) 第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要する と認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正 決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、 同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる 事項を書面により通知しなければならない。	31	5	_	5 第22条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「60日」とあるのは「75日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又はしない旨の決定」と、「請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と読み替えるものとする。
95	1	1	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	31	5	-	n
95	-	2	二 訂正決定等をする期限	31	5	-	п
96	1	-	(事案の移送) 第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第 八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その 他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当 な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該 他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この 場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対 し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	32	-	_	(事案の移送) 第32条 第23条の規定は、訂正の請求について準用する。この場合において、同条中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、同条第1項及び第2項中「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又はしない旨の決定」と、同条第1項中「請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と、同条第3項中「保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)」とあるのは「保有個人情報を訂正する旨の決定」と、「第24条の規定による保有個人情報の開示の実施」とあるのは「第31条第2項の規定による保有個人情報の訂正の実施」と読み替えるものとする。
96	2	_	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。	32	_	_	n n
96	3	_	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。	32	_	_	

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
97	-	- (保有個人情報の提供先への通知) 第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報 訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当 該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により 通知するものとする。	í	-	-	- (保有個人情報の提供先への通知) 第33条 実施機関は、第31条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
98	1	- (利用停止請求権) 第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号いずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	í	1	_	- (自己情報の利用停止請求権) 第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。
98	1		39	3	_	3 第34条から前条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報及び情報提供等記録である保有個人情報の利用停止については、適用しない。
98	1	1 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第 十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項 及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人 報の利用の停止又は消去	Ī	1	1	(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停 止又は消去
98	1	1 "	34	1	1	イ 第8条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたも のであるとき。
98	1	1 "	34	1	1	ウ 第9条第1項及び第2項又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。
			34	1	1	ア 第6条の規定に違反して取り扱われているとき。

		改正	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				34	1		エ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
				34	1	1	オ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき。
98	1	2	二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違 反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	34	1	2	(2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は第10条の規定に違 反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
98	2	=	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 (以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。	34	2	-	- 2 第18条第2項の規定は、前項の利用停止の請求(以下「利用 停止の請求」という。)について準用する。
98	3	_	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。				
99	1	_	(利用停止請求の手続) 第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に 提出してしなければならない。	35	1	_	- (利用停止の請求の手続) 第35条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求 に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げ る事項を記載した請求書を提出しなければならない。
99	1	1	一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所	35	1	1	(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所
99	1	2	二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該 保有個人情報を特定するに足りる事項	35	1	2	2(2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容
99	1	3	三 利用停止請求の趣旨及び理由	35	1	3	(3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
				35	1	4	(4) その他実施機関が定める事項
99	2	_	2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	35	2	_	- 2 第19条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。
99	3	_	3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	35	2	_	- 11

		改ī	<b>正個人情報保護法</b> (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
100	-	-	- (保有個人情報の利用停止義務) 第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、 当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の 長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保 するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報 の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の 利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る 事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい 支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでな い。	36	-	-	(保有個人情報の利用停止の義務) 第36条 実施機関は、利用停止の請求があった場合において、当該 利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関にお ける保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度 で、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をしなけ ればならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすること により、当該保有個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該 事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ るときは、この限りでない。
				37	_	_	(保有個人情報の存否に関する情報) 第37条 第21条の規定は、利用停止の請求について準用する。
101	1	-	- (利用停止請求に対する措置) 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の 利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対 し、その旨を書面により通知しなければならない。	38	1	_	(利用停止の請求に対する決定等) 第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
101	1	-	- 11	38	2	_	2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面で通知しなければならない。
101	2	-	- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、 その旨を書面により通知しなければならない。	38	1	_	(利用停止の請求に対する決定等) 第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
101	2	-	- 11	38	3	_	3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求をした者にその旨及びその理由を書面で通知しなければならない。

		改工	E個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
102	1	_	(利用停止決定等の期限) 第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定 等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	38	1	_	(利用停止の請求に対する決定等) 第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第19条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
102	2	-	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	38	4	_	4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない。
103		_	(利用停止決定等の期限の特例) 第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	38	5	_	5 第22条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について 準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは 「利用停止の請求」と、「60日」とあるのは「75日」と、「開示 又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又はしない旨 の決定」と、「請求者」とあるのは「利用停止の請求をした者」 と読み替えるものとする。
103	-	1	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	38	5	_	n .
103	-	2	二 利用停止決定等をする期限	38	5	_	n .
104	1	_	(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) 第百四条 行政機関の長等(地方公共団体の機関又は地方独立行政 法人を除く。次項及び次条において同じ。)に対する開示決定 等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しく は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不 服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、第 二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定 は、適用しない。				

		改正個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号    条文	条	項	号	条文
104	2	- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審查請求についての行政不服審查法第二章の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百七条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審查請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政を含む。以下「審查庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審查庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審中」とあるのは「事本では規定するあったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審查会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審查会(審查会。第五十条第一項第二号に該当する場合にあっては第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に対第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に対第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に対第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に対第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に対第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に対第三号に対第三号に対第三号に対第三号に対第三号に対第三号に対第三号に対				
			39. 2	-	_	(公営企業管理者等に対する審査請求) 第39条の2 公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人がした第22条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の決定又は公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人に対する開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該公営企業管理者又は当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。
105	1	- (審査会への諮問) 第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。	40	1	_	・ (審査会への諮問) 第40条 不開示等の決定又は不作為について審査請求があったとき は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号の いずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県個人情報保 護審査会(以下「審査会」という。) に諮問し、審査会の議を経 て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。
105	1	1 一 審査請求が不適法であり、却下する場合	40	1	1	(1)審査請求が不適法であり、却下するとき。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号 条文	条	項	号	条文			
105	1	2 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個 人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開 示について反対意見書が提出されている場合を除く。)	40	1	2	(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。			
105	1	3 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個 人情報の訂正をすることとする場合	40	1	3	(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。			
105	1	4 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個 人情報の利用停止をすることとする場合	40	1	4	(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有 個人情報の利用停止をすることとするとき。			
			40	2	_	2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定 により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその 他知事が定める書類を添えてしなければならない。			
105	2	- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者 に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	41	_	_	(諮問をした旨の通知) 第 41 条 前条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関 (以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮 問をした旨を通知しなければならない。			
105	2	1 一審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。)	41	-	1	(1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第 13 条第4項に規 定する参加人をいう。以下同じ。)			
105	2	2 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	41	_	2	(2) 請求者、訂正の請求をした者又は利用停止の請求をした者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)			
105	2	3 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を 提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合 を除く。)	41	-	3	(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)			
105	3	- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。	40	1		(審査会への諮問) 第40条 不開示等の決定又は不作為について審査請求があったとき は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号の いずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県個人情報保 護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、審査会の議を経 て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。			

		改正	<b>正個人情報保護法</b> (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
106	1		- (地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する 規定の適用除外等) 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示 決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行 政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十 条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適 用しない。	39. 3	_	_	(審理員による審理手続に関する規定の適用除外) 第39条の3 第22条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の 決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る 不作為(以下「不開示等の決定又は不作為」という。)に係る審 査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9 条第1項本文の規定は、適用しない。
106	2	_	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。				
106	2	_	●第九条第四項 ・前項に規定する場合において、審査庁 ・第四条又は個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)				
			・前項において読み替えて適用する第三十一条第一項 ・同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第 一項				
			・前項において読み替えて適用する第三十四条 ・同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条				
			・前項において読み替えて適用する第三十六条 ・同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条				
106	2	-	<ul><li>●第十一条第二項</li><li>・第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)</li><li>・審査庁</li></ul>				

		改	正個人情報保護法 <sub>(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)</sub>				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
106	2	-	- ●第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項 ・審理員 ・審査庁				
106	2	-	- ●第二十五条第七項 ・執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規 定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき ・執行停止の申立てがあったとき				
106	2	-	●第二十九条第一項 ・審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに ・審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により 当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに				
106	2	-	●第二十九条第二項 ・審理員は ・審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては ・提出を求める ・提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の 期間内に、弁明書を作成する				
106	2	-	●第二十九条第五項 ・審理員は ・審査庁は、第二項の規定により ・提出があったとき ・提出があったとき、又は弁明書を作成したとき				
106	2	-	<ul> <li>●第三十条第三項</li> <li>・参加人及び処分庁等</li> <li>・参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人)</li> <li>・審査請求人及び処分庁等</li> <li>・審査請求人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人)</li> </ul>				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
106	2	2 - ●第三十一条第二項 ・審理関係人 ・審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査言 求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において 同じ。)				
106		・審理員が ・審査庁が  ・終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件 記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する言類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び 第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様でする ・終結した旨を通知するものとする  ●第四十四条	<del></del> ド 明			
106	2	・行政不服審査会等 ・第八十一条第一項又は第二項の機関 ・受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)・受けたとき  □ ●第五十条第一項第四号	<b></b>			
		・審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等 ・第八十一条第一項又は第二項の機関				
106	2	・第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁・審査庁				
		【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (委員) 第四条 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	42	4	_	- 4 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

		改正	個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
		:	【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、 行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この 場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文 書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。	42	1	-	- (審査会の調査権限等) 第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不開示等の決定又は不作為に係る保有個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前節及びこの節並びに神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったとき は、これを拒んではならない。	42	2	-	2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政 文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を 作成し、審査会に提出するよう求めることができる。				【参考】神奈川県個人情報保護審査会規則 (審査会の調査権限) 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施 機関に対し、不開示等の決定又は不作為に係る行政文書に記録さ れている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理 した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に 係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成二 十六年法律第六十八号)第十三条第四項に規定する参加人をい う。次条第二項及び第十六条において同じ。)又は諮問庁(以下 「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めるこ と、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を 求めることその他必要な調査をすることができる。	42	3	-	- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問実施機関(次条及び第44条において「審査請求人等」という。)その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (意見の陳述) 第十条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当 該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限 りでない。	43	1	-	- (意見の陳述等) 第43条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

		改正	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号	条文	条	項	号	条文				
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (意見の陳述) 第十条 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査 会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	43	2	-	- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の 許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。				
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (意見書等の提出) 第十一条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提 出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出す べき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなけ ればならない。	43	3	-	3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。				
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条 の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書 又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。 ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、 その他正当な理由があるときは、この限りでない。	44	1	-	- (提出資料等の写しの送付等) 第44条 審査会は、第42条第3項に規定する資料又は前条第3項に 規定する意見書若しくは資料(審査請求人等から提出されたもの に限る。以下この条において「資料等」という。)の提出があっ たときは、当該資料等の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁 的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料等を提出し た審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただ し、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他 正当な理由があるときは、この限りでない。				
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書 又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査 会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができ る。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれ があると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、 その閲覧を拒むことができない。	44	2	-	2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の 閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める 方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場 合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認 めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒 むことができない。				

		改ī	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定に よる閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見 書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならな い。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限 りでない。	44	3	-	3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所 を指定することができる。	44	4	_	4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
107	1	-	- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等) 第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当 する裁決をする場合について準用する。	41. 2	1	_	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) 第 41 条の2 第 23 条の2第3項の規定は、次の各号のいずれか に該当する裁決をする場合について準用する。
107	1	]	1 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	41. 2	1	1	(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
107	1	2	2 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	41. 2	1	2	(2)審査請求に係る開示又は不開示の決定(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(当該保有個人情報に含まれる第三者に関する情報の開示について、当該第三者が反対意見書を提出している場合又は当該第三者が参加人として意見等(次条第3項若しくは第43条第1項若しくは行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項に規定する意見又は第43条第3項若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。)において反対の意思を表示している場合に限る。)
107	2	-	- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。				

		改正	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				41. 2	2	-	- 2 開示の請求に係る不作為についての審査請求が理由がある旨の裁決をし、当該審査請求に係る保有個人情報を開示することとする場合における第23条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項ただし書中「場合」とあるのは「場合又は当該第三者が参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次項において同じ。)として意見等(第41条の2第1項第2号に規定する意見等をいう。次項において同じ。)において当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合」と、同条第3項前段中「提出した」とあるのは「提出し、又は第三者である参加人が意見等において当該参加人に関する情報の開示に反対の意思を表示した」と、同項後段中「第三者」とあるのは「第三者又は当該反対の意思を表示した参加人」とする。
108	-	-	- 第五款 条例との関係 第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。				
109	1	_	- 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等) 第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿 名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに 限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。				
109	2	_	- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。				
109	2	1	一 法令に基づく場合 (この節の規定に従う場合を含む。)				
109	2	2	2 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。				
109	3	_	3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。				
109	4	_	- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。				

		改ī	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
110	-	-	(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) 第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機 関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。				
110	-	1	一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである 旨				
110	-	2	二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地				
111	-	_	(提案の募集) 第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定める ところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関 等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条 第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節におい て同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。				
112	1	_	(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案) 第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。				
112	2	-	2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。				
112	2		一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その 他の団体にあっては、その代表者の氏名				
112	2	2	二 提案に係る個人情報ファイルの名称				
112	2	3	三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数				

		改正個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
112	2	4 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報 の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定 するに足りる事項				
112	2	5 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その 他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容				
112	2	6 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しよ うとする期間				
112	2	7 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該 行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置				
112	2	8 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める 事項				
112	3	- 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規 則で定める書類を添付しなければならない。				
112	3	1 - 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないこと を誓約する書面				
112	3	2 二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若 しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかに する書面				
113	-	- (欠格事由) 第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提 案をすることができない。				
113	-	1 一 未成年者				
113	_	2 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工 情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者と して個人情報保護委員会規則で定めるもの				
113	-	3 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者				
113	-	4 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号 条文	条	項	号	条文
113	-	5 五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者				
113	-	6 六 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれ かに該当する者があるもの				
114	1	- (提案の審査等) 第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があった ときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し なければならない。				
114	1	1 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。				
114	1	2 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。				
114	1	3 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。				
114	1	4 四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。				
114	1	5 五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。				
114	1	6 六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報 の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等 匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであ ること。				
114	1	7七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。				

		改正	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
114	2	-	- 2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。				
114	2	1	1 一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工 情報の利用に関する契約を締結することができる旨				
114	2	2	2 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項				
114	3	_	- 3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。				
115	1	-	- (行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結) 第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報 保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間 で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること ができる。				
116	1	-	- (行政機関等匿名加工情報の作成等) 第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。				
116	2	-	- 2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成 の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が受託 した業務を行う場合について準用する。				

		改正個	固人情報保護法 ㈜4章(16∼59条)·第6章(130∼170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
117	-	の第た情次診適ひ	(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿へ 記載) 第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成し ときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人 情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当 を個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて 通用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並 がに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十 2条各号」とする。				
117	_	て	- 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則 定める事項				
117	-	2 =	次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地				
117	-	3 =	<ul><li>次条第一項の提案をすることができる期間</li></ul>				
118		に第据にるてる供	(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業 - 関する提案等) - 百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に - 過げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用 - 供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関す - 提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報につい - 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関す - 契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に - する事業を変更しようとするときも、同様とする。				
118	2	まてかか第す号「号号条	第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条 での規定は、前項の提案について準用する。この場合におい 、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号 いののでは、 はののでは、 は、提案」と、「の作成に用いる第百十六条 のででででする。」といるのは「を特定 のの規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定 のは、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは 「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号なのは「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号なのとする。				

		改正個人情報保護法 (第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)	神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文			
119	1	- (手数料) 第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。							
119	2	- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。							
119	3	- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。							
119	4	- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。							
119	5	- 5 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。 第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報 の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政 法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。							
119	6	- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。							
119	7	- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供 しなければならない。							
119	8	- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。							
119	9	- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項 の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定め る。							

		改卫	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
119	10	_	- 10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
120	_	_	- (行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除) 第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関 等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のい ずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。				
120	-	1	一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。				
120	-	2	二 第百十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。) のいずれかに該当することとなったとき。				
120	_	3	三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。				
121	1	_	- (識別行為の禁止等) 第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り 扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿 名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するた めに、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはなら ない。				
121	2	_	- 2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項 に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加 工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関 等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要な ものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機 関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなけ ればならない。				
121	3	_	- 3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の 取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 が受託した業務を行う場合について準用する。				

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文				
122	_	- (従事者の義務) 第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。								
123	1	- (匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。								
123	2	2 一 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令は基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。								
123	3	3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要するのとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。								
123	4	4 - 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委員 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。								
124	1	- (適用除外等) 第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。		9 4	1	4 第18条から前条までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)並びに刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、適用しない。				

		改ī	E個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
124	2	-	- 2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。				
				39	5	_	- 5 前各項に規定するもののほか、保有個人情報が次の各号に掲げるものに記録されている場合にあっては、第18条から前条までの規定は、適用しない。
				39	5	1	(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであって、実施機関が取得したもの
				39	5	2	2(2) 一般に入手し得る刊行物等であって、実施機関が取得したもの
				45	_	_	- (適用除外) 第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
				45	-	1	(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
				45		2	(2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報
				45	-	3	(3) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報
125	1	-	- (適用の特例) 第百二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。)の規定、第百七十六条及び第百八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に定める業務に係る部分を除く。)並びに第百八十一条の規定は、適用しない。				

		改ī	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
125	2	_	- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。)の規定を適用する。				
125	3	-	- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限る。)についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。				
126	_	-	- (権限又は事務の委任) 第百二十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる 機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるとこ ろにより、第二節から前節まで(第七十四条及び第四節第四款を 除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任する ことができる。				
127	_	-	- (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利 用停止請求又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提 案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとす る者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよ う、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人 情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等を しようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとす る。				
128	_	-	- (行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、 仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ 迅速な処理に努めなければならない。	17	1	_	- (実施機関に対する苦情の処理) 第17条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関 する苦情があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

		改正	正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				17	2	-	- 2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
129	-	-	- (地方公共団体に置く審議会等への諮問) 第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	50	_	_	- (個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問) 第50条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善について の施策を立案し、及び実施するに当たって必要と認めるときは、 審議会の意見を聴くことができる。
				51	-	_	- (審議会の委員の守秘義務) 第51条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らして はならない。その職を退いた後も、同様とする。
132	-	-	- (所掌事務) 第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる 事務をつかさどる。				
132	-	]	1 一 基本方針の策定及び推進に関すること。				
132	-	2	2 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者における匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)。				
132	-	ć	3 三 認定個人情報保護団体に関すること。				
132	-	4	4 四 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。	2	-	7	(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号 利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をい う。
				2	-	8	R (8) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に 該当するものをいう。

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文				
			2	_	9	(9) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。				
132	_	5 五 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること。								
132	_	6 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び 啓発に関すること。								
132	-	7 七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。								
132	_	8 八 所掌事務に係る国際協力に関すること。								
132	_	9 九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務								
150	1	- (権限の委任) 第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。								
150	2	- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使した ときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に 報告するものとする。								
150	3	- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。								

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)	神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文			
150	4	- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。							
150	5	- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により 委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委 任することができる。							
150	6	- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。							
150	7	- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。							
150	8	- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に 係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務 支局長を指揮監督する。							
150	9	- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は 資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長 が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委 員会に対してのみ行うことができる。							
165	1	- 第四節 雑則 (施行の状況の公表) 第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行 の状況について報告を求めることができる。	49	_	-	- (運用状況の公表) 第49条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般 に公表するものとする。この場合において、知事は、前章の規定 の運用の状況を併せて公表するものとする。			
165	2	- 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表 するものとする。	49	_	-	- 11			
166	1	- (地方公共団体による必要な情報の提供等の求め) 第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行 政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するた めに必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提 供又は技術的な助言を求めることができる。							

		改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例							
条	項	号 条文	条	項	号	条文					
166	2	2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報 の提供又は技術的な助言を行うものとする。									
167	1	- (条例を定めたときの届出) 第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。									
167	2	- 2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に 係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表し なければならない。									
167	3	- 3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更に ついて準用する。									
170	-	- (地方公共団体が処理する事務) 第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一 項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任さ れた権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共 団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。									
171	-	- 第七章 雑則 (適用範囲) 第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取 扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者 が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内 にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得される こととなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮 名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合 についても、適用する。									
172	1	- (外国執行当局への情報提供) 第百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。) に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。									

		改正個人情報保護法 (第4章(16~59条)・第6章(130~170条)は原則省略)		神奈川県個人情報保護条例						
条	項	号 条文	条	項	号	条文				
172	2	2 - 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外 執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定によ る同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実 が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査 等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければ ならない。								
172	3	3 - 3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。								
172	3	3 1 — 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が 治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行 う目的で行われたものと認められるとき。								
172	3	3 2 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。								
172	3	3 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。								
172	4	4 - 4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、「 項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認 を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、そ れぞれ受けなければならない。								
173	_	- (国際約束の誠実な履行等) 第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した。 約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意す るとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。								
174	_	- (連絡及び協力) 第百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政 関の長(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び 協力しなければならない。								

	改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)				神奈川県個人情報保護条例				
条	項	号	条文	条	項	号    条文			
175	_	-	(政令への委任) 第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。	52	_	- (委任) 第52条 この条例の施行に関し、実施機関における個人情報の保 について必要な事項は実施機関が、事業者における個人情報の保 護について必要な事項は知事が定める。			
176	-	-	第八章 罰則 第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十 六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは 第百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しく は従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若し くは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の 秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	53	-	- 第53条 職員等若しくは職員等であった者、第12条第2項に規定る実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者又は第15条の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。			
177	-	-	第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は 盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。						
178	_	_	第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。						
179	-	-	第百七十九条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。						
180	_	-	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	54	-	- 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。			
181	_	-	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	55	-	- 第55条 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外のに供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。			

	改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)					神奈川県個人情報保護条例					
条	項	号 条文	条	項	号	条文					
182	ı	- 第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反 行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。									
182	-	1 - 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。									
182	-	2 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。									
183	-	- 第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から 第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を 犯した者にも適用する。	56	-	-	- 第56条 前3条の規定は、神奈川県の区域外においてこれらの条の 罪を犯した者にも適用する。					
184	-	- 第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に 掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に 対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金 刑を科する。									
184	-	1 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑									
184	-	2 二 第百八十二条 同条の罰金刑									
184	2	- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。									
185	-	- 第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の 過料に処する。	58	-	-	- 第58条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個 人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。					
185	-	1 - 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者									
185	-	2 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者									
185	-	3 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開 示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者	58	-	-	- 第58条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。					

	改正個人情報保護法(第4章(16~59条)·第6章(130~170条)は原則省略)			神奈川県個人情報保護条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (罰則) 第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	57	_		第57条 第42条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。